

# 個人事業税のお知らせ

三重県

個人事業税の  
計算方法は、  
次のページを  
ご覧ください。

## ■口座振替制度は

個人事業税には、「安全・便利・確実」な口座振替制度があります。  
口座振替制度をご利用いただく場合は、所定の用紙に必要事項を記入していただき、県税事務所へお出してください。

## ■減免制度は

震災、風水害、火災などの災害によって事業用資産や住居に損害を受けた場合や、生活のために公私の扶助を受けている場合には、その損害や生活状態の程度に応じて、個人事業税の減免が受けられます。  
なお、減免を受けるためには、一定の要件があります。納期限までに県税事務所へ減免申請書を提出していただくことなど、詳しくは最寄りの県税事務所へお問い合わせください。

## ■不動産貸付業・駐車場業は

不動産貸付業・駐車場業としての課税は、下記の認定基準により認定を行い、貸付不動産の規模、賃貸料収入及び管理等の状況などを総合的に勘案して課税します。

種類・用途等		貸付件数等	
※不動産貸付業	建物	住宅	一戸建住宅 10棟以上
		住宅以外	上記以外の住宅（アパート・貸間等） 10室以上
	土地	住宅用土地の貸付け	一戸建のもの 5棟以上
		住宅用以外の土地の貸付け	上記以外のもの（貸店舗・貸事務所等） 10室以上
駐車場業	建築物・機械式	契約件数10件以上、又は、 貸付総面積2,000㎡以上	
	青空・ピロティー式	契約件数10件以上	

※上記の基準未満であっても、①または②の要件を満たす場合には、不動産貸付業に該当します。  
①種類の違う不動産（アパートと一戸建住宅など）を併せて貸付けをし、「室数」「棟数」「土地の契約件数」の合計が10以上のもの  
②建物の貸付けに係る延べ床面積が850㎡以上であり、かつ建物の貸付けに係る収入金額が年額1,000万円を超えるもの

### 注意

- 1 建物は空室も含みます。
- 2 共有物件は、持分にかかわらず共有物件全体の貸付状況（件数、面積および収入）により認定し、税額は申告された個人所得により計算します。
- 3 劇場、映画館、ゴルフ練習場等の競技、遊技、娯楽集会等のための基本設備を施した不動産を貸付けている場合は、事業として取り扱われます。
- 4 現状が駐車場であっても、土地所有者が駐車場の管理行為を行っていない場合は、土地の貸付けに該当します。
- 5 確定申告書の決算書、収支内訳書には、貸付契約ごとに貸付面積、賃貸料等を記載してください。
- 6 確定申告書の収支内訳書の「貸付不動産の保有状況」欄は必ず記載してください。

## ■納税証明書・納税確認書は

納税証明書等が必要な方は、最寄りの県税事務所へ次のものを持参し、申請してください。  
●納税者本人が申請する場合 申請者本人を確認する書類（運転免許証等公的機関が交付した写真付きのもの）  
●代理人が申請する場合 委任状（納税者本人が自署されたもの）  
代理人本人を確認する書類（運転免許証等公的機関が交付した写真付きのもの）  
※納税証明書の申請には、1枚につき交付手数料400円（三重県収入証紙）が必要です。  
納税確認書は無料です。  
※なお、納付後すぐに納税証明書等が必要な場合には、領収証書（原本）又は、口座振替で納税された場合には、記帳済みの通帳を持参してください。

再生紙を使用しております

## ■個人事業税とは

個人事業税は、商店・飲食店・医者・弁護士など個人で事業を営む方に対して課税される県の税金です。これらの事業（収益活動）を行う際に、道路や橋など各種公共施設を利用するなど、様々な行政サービスを受けていることから、それらの公共サービスに対して一定の負担をしていただくという趣旨で設けられています。

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16360017900.htm>



## ■納める方は

県内に事務所・事業所を設け、下記の表の事業を行う個人です。  
（事務所・事業所を設けずに事業を行う場合は、個人の住所、またはもっとも関係の深い場所が、事務所・事業所になります。）

区分	事業の種類	税率
第一種事業 (37業種)	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶定係場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業（第三種事業以外）、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業	5%
第二種事業 (3業種)	畜産業、水産業、薪炭製造業 （主として、自家労力を用いて行うものを除く。）	4%
第三種事業 (30業種)	医業、歯科医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸術師業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業（銭湯）、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業	5%
	あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業	3%

## ■申告は

個人の事業税の申告は、所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出する場合は必要ありませんが、この場合には、それぞれ申告書の「事業税に関する事項」に記入もれのないようにしてください。  
申告期限は3月15日ですが、年の途中で事業をやめた場合や法人に切り替えた場合等には、廃止の日から1か月以内（納税義務者の死亡により事業を廃止したときは4か月以内）に、その年の1月1日から事業廃止の日までの所得を申告する必要があります。  
なお、この個人事業税は、所得計算の際に必要な経費として算入することができます。

## ■納期は

第1期は8月、第2期は11月の2回に分けて納めていただくよう、納税通知書（納付通知書）をお送りしています。  
ただし、税額が1万円以下の方については、8月の第1期に全額分の納税通知書をお送りします。  
なお、これと異なる納期で納税通知書をお送りする場合があります。

## ■納付していただく場所

金融機関（納税通知書裏面記載のもの）や三重県内県税事務所窓口での納付のほか、納税通知書裏面に記載された全国のコンビニエンスストアの店舗、MMK設置店及びスマートフォン決済アプリを利用して納付することができます。  
なお、パソコン・ATM・スマートフォン決済アプリを利用した納付は、領収証書は発行されませんので、必要な方は、県税事務所、金融機関の窓口やコンビニエンスストア等で納付してください。

# 確定申告書からの税額の計算

## 確定申告書の記載にあたっての注意事項

### 税額の計算は

税金の額（税額）は、前年の1月1日から12月31日までの1年間の事業から生じた所得に対して、税務署等に確定申告書を提出しますが、この申告書等の所定金額を基に計算します。

$$\left( \begin{array}{c} \text{事業所得金額} \\ \text{及び} \\ \text{不動産所得金額} \end{array} \right) + \begin{array}{c} \text{青色申告} \\ \text{特別控除額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{各種} \\ \text{控除額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{事業主} \\ \text{控除額} \end{array} \times \text{税率} = \text{税額}$$

※個人事業税では、「青色申告特別控除」の適用はありませんので、所得金額に加算します。  
 ※雑所得が課税の対象となる場合もあります。

### 各種控除

損失の繰越控除（青色申告者のみ）、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除、事業用資産の譲渡損失の繰越控除があります。

### 事業主控除

年290万円（営業期間が1年未満の場合は月割額）

これらの①・③合計金額が課税対象になります。（ただし、不動産欄については、一定の基準以上の場合にのみ対象となります。）

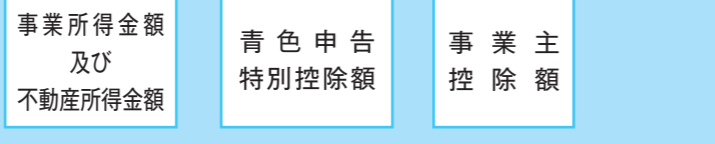
個人事業税では、青色申告特別控除の適用はありません。必ず、所得から差し引いた青色申告特別控除額を記載してください。

### 税額の計算例

右の確定申告書を例にとって、個人事業税を計算します。

$$\text{《課税標準額》} = 5,235,291\text{円} + 550,000\text{円} - 2,900,000\text{円} = 2,885,000\text{円}$$

1,000円未満は切り捨て



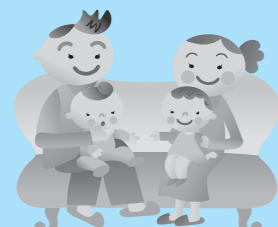
$$\text{税額} = 2,885,000\text{円} \times 5\% = 144,200\text{円}$$

100円未満は切り捨て

税率

（第1種事業は5%）

1期 72,200円（8月末納期）  
 2期 72,000円（11月末納期）



安全で安心できる社会を  
 共につくっていきましょう！

令和05年分の確定申告書		FA2203
納税地	00市△△町XXX	フリガナ ミエ タロウ
居住の住所	00市△△町X-X	氏名 三重 太郎
所得の種類	同上	職業 販売業
所得金額	5112000	課税される所得金額
青色申告特別控除	6370000	課税される所得金額
各種控除		青色申告特別控除
事業主控除	2200000	課税される所得金額
所得から差し引かれる金額	3035291	課税される所得金額
合計	5235291	課税される所得金額
社会保険料控除		課税される所得金額
青色申告特別控除		課税される所得金額
所得から差し引かれる金額	4800000	課税される所得金額
合計	4800000	課税される所得金額
課税標準額		課税される所得金額
税率		課税される所得金額
税額		課税される所得金額

令和05年分の確定申告書		FA2303
納税地	00市△△町XXX	フリガナ ミエ タロウ
居住の住所	00市△△町X-X	氏名 三重 太郎
所得の種類	同上	職業 販売業
所得金額		課税される所得金額
青色申告特別控除		課税される所得金額
各種控除		課税される所得金額
事業主控除		課税される所得金額
所得から差し引かれる金額		課税される所得金額
合計		課税される所得金額
社会保険料控除		課税される所得金額
青色申告特別控除		課税される所得金額
所得から差し引かれる金額		課税される所得金額
合計		課税される所得金額
課税標準額		課税される所得金額
税率		課税される所得金額
税額		課税される所得金額

非課税所得など…事業所得のうち、林業や鉱物採掘業から生ずる所得、社会保険診療報酬の所得には課税されません。

事業用資産の譲渡損失など…事業税が課税される事業に使用していた機械装置、車両運搬具などの事業用資産（土地、構築物、建物、無形固定資産を除きます。）をその事業に使用しなくなってから、1年以内に譲渡した場合の譲渡損失は、事業税の計算上所得から差し引くことができます。

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額…不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額がある場合は、必ず記載してください。

他都道府県の事務所等…事業税は、事務所等が所在する都道府県で課税されます。また、複数の都道府県に事務所又は事業所がある場合には、所得金額をその事務所等の従業者数であん分して課税されます。他の都道府県に事務所又は事業所がある場合は、○を記入してください。

年の途中で、事業を始めた（やめた）方は記入してください。